

リスクマネジメント規程

株式会社 後工務店

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用範囲.....	1
第3条 解釈上の疑義.....	1
第4条 改廃.....	1
第5条 定義.....	1
第2章 個別リスクに対する対応.....	1
第6条 各部署の役割.....	1
第7条 役職員の責務.....	2
第3章 リスクマネジメント体制.....	2
第8条 リスクマネジメント委員会.....	2
第9条 リスクマネジメント委員会の構成.....	2
第10条 リスクマネジメントに係る基本方針.....	2
第11条 リスクマネジメント委員会の開催.....	2
第12条 定例リスクマネジメント委員会.....	2
第13条 臨時リスクマネジメント委員会.....	3
第4章 重大危機への対応.....	3
第14条 重大危機として取扱うか否かの判断.....	3
第15条 重大危機として取扱う場合.....	3
第16条 第三者委員会等の設置.....	4
第17条 教訓のとりまとめ.....	4
附則.....	4
第1条 施行日.....	4

リスクマネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、株式会社 後工務店（以下「会社」という。）のリスクマネジメントに関して必要な事項を定め、もってリスクが顕在化した場合における損失拡大の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、会社のすべての役員及び従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、会社がこれを決定する。なお、本規程は、本規程以外の会社の社内規程におけるリスクマネジメントに関する個別の規定の適用を排除するものではない。

(改廃)

第4条 本規程は、代表取締役社長の決裁により、改廃する。

(定義)

第5条 本規程において「リスク」とは、それが顕在化することによって、会社の事業目的の達成に望ましくない影響を与える可能性のある要因を指す。

2 「重大危機」とは、事業目的の達成に望ましくない重大な影響が発生した状態又は発生間近である状態として、第8条に定めるリスクマネジメント委員会が、自らこれを所管して全社的に対応することを決定したものを指すものとする。

第2章 個別リスクに対する対応

(各部署の役割)

第6条 すべての各部署は、自らの部署において生じるあらゆる個別のリスク（以下「個別リスク」という。）のマネジメントを行うものとし、その責任者を定めるものとする。

2 各部署の業務から離れて発生する個別のリスク（地震・火災等）については、総務部がそのマネジメントを行うものとし、総務部の長がその責任者となるものとする（以下、本項及び前項に基づき、各個別リスクのマネジメントを行う部署を、それぞれ「個別リスクマネジメント所轄部」といい、その責任者を「個別リスクマネジメント所轄部責任者」という。）。

3 個別リスクマネジメント所轄部責任者は、個別リスクが重大危機に発展する可能性がある、若しくは既に発生した可能性がある場合又はリスクマネジメント委員会から個別リスクについて重大危機として取扱うかの検討のため報告を求められた場合にはこれを直ちにリスクマネジメント委員会に報告するものとする。

4 前項の要件を満たさない場合であっても、個別リスクのマネジメントにおいて疑義がある場合、その他必要がある場合、個別リスクマネジメント所轄部責任

者はリスクマネジメント委員会の委員長に相談しなければならない。

- 5 個別リスクマネジメント所轄部責任者は、四半期に1回、当該期間における個別リスクマネジメント所轄部におけるリスクマネジメントの状況をとりまとめ、リスクマネジメント委員会に報告しなければならない。

(役職員の責務)

- 第7条 役職員は、個別リスクが顕在化し、又はそのおそれがあると認めた場合には、個別リスクマネジメント所轄部責任者に速やかに通知するとともに、損失拡大の防止及び損失の最小化に努めなければならない。

第3章 リスクマネジメント体制

(リスクマネジメント委員会)

- 第8条 リスクマネジメントに関する指導監督等を適切に行うために、リスクマネジメント委員会を設置する。

(リスクマネジメント委員会の構成)

- 第9条 リスクマネジメント委員会の委員長は、総務部長とする。
- 2 リスクマネジメント委員会の委員長は、リスクマネジメント委員会の構成員を選任するものとする。
- 3 リスクマネジメント委員会の事務局は総務部とし、本規程に定めるリスクマネジメント委員会の役割の実行にあたって必要となる各種事務を担当するものとする。

(リスクマネジメントに係る基本方針)

- 第10条 リスクマネジメント委員会は、年度毎にリスクマネジメントに係る基本方針を策定するものとする。
- 2 個別リスクマネジメント所轄部は、リスクマネジメントに係る基本方針を念頭に、個別リスクに対するリスクマネジメントを行わなければならない。

(リスクマネジメント委員会の開催)

- 第11条 リスクマネジメント委員会は、原則として委員長があらかじめ指定する日に開催し（以下「定例リスクマネジメント委員会」という。）、その他必要に応じて随時開催する（以下「臨時リスクマネジメント委員会」という。）。
- 2 リスクマネジメント委員会は、原則としてリスクマネジメント委員会の委員長が招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、リスクマネジメント委員会の構成員全員の同意があったときは、招集の手続を省略することができる。
- 4 リスクマネジメント委員会の議事の進行は、原則として、リスクマネジメント委員会の委員長が行う。
- 5 リスクマネジメント委員会の委員長は、議題に応じて、リスクマネジメント委員会に出席する者を別途指名し、当該出席者に対して、状況報告又は意見の申述を求めることができる。
- 6 第14条第2項の決定その他リスクマネジメント委員会としての決定を行う場合には、当該委員会に出席したリスクマネジメント委員会の構成員の過半数の賛成を要する。

(定例リスクマネジメント委員会)

第12条 定例リスクマネジメント委員会においては、第6条第4項に基づく相談に対する対応状況、第6条第5項に基づく報告内容その他会社のリスクマネジメントに関して必要な事項について審議する。

(臨時リスクマネジメント委員会)

第13条 臨時リスクマネジメント委員会においては、招集時に定めた議題の他、会社のリスクマネジメントに関して必要な事項について審議する。なお、重大危機への対応として招集された臨時リスクマネジメント委員会に関する事項は、次条以下によるものとする。

第4章 重大危機への対応

(重大危機として取扱うか否かの判断)

第14条 第6条第3項に基づく個別リスクマネジメント所轄部責任者からの報告（以下、報告対象となるリスクを「報告対象リスク」という。）があった場合、リスクマネジメント委員会の委員長自ら重大危機の可能性を認識した場合、又は、他のリスクマネジメント委員会の構成員から重大危機の可能性があるととして招集を求められた場合（以下、報告対象リスク、及びリスクマネジメント委員会の委員長自ら又は他のリスクマネジメント委員会の構成員が認識した重大危機の可能性を「報告対象リスク等」と総称する。）、リスクマネジメント委員会の委員長は、直ちにリスクマネジメント委員会を招集しなければならない。

- 2 前項に基づき開催されるリスクマネジメント委員会においては、報告対象リスク等を重大危機として取扱うかについて審議し、決定する。
- 3 前項において、報告対象リスク等を重大危機として取り扱わないとした場合においても、リスクマネジメント委員会は、報告対象リスク等に係る個別リスクマネジメント所轄部に対し、継続して状況を報告するよう指示することができ、当該報告に基づきリスクマネジメント委員会の委員長又は他のリスクマネジメント委員会の構成員が重大危機の可能性があると認識した場合においては、第1項以下に準じた対応を行うものとする。

(重大危機として取扱う場合)

第15条 前条第2項に基づき決定された重大危機については、リスクマネジメント委員会が別段の決定を行うまでは、リスクマネジメント委員会がこれを所管するものとする。

- 2 リスクマネジメント委員会は、重大危機に対する事実関係の把握、応急措置の実施、対応策の立案・実施等のリスクマネジメントを行うものとする。
- 3 前項のリスクマネジメントにあたり、リスクマネジメント委員会は個別リスクマネジメント所轄部及び他の関係部門に対し、情報・資料の提供、応急措置及び対応策の実施、並びに、その他リスクマネジメントに必要な一切の事項について指示することができ、係る指示を受けた各部署はこれに従わなければならない。
- 4 本条の対応に際し、会社内の各承認機関における承認が必要な場合、リスクマネジメント委員会は原則として事前に当該承認を得ることとするものの、緊急性が高く、承認を待っては会社に重大な損害を与える可能性が高い場合には、代表取締役社長の決裁により、事後承認とすることができる。
- 5 リスクマネジメント委員会の委員長は、重大危機対応においては、その事案の性質に応じ、社内外の専門家に適時適切な助言を求めるものとする。

(第三者委員会等の設置)

- 第16条 重大危機に会社の経営層が関与している場合、その他社内組織であるリスクマネジメント委員会が重大危機の対処にあたることが不適切である場合、リスクマネジメント委員会の委員長は、弁護士、会計士等の第三者専門家で構成する第三者委員会を設置しなければならない。
- 2 前項に定める第三者委員会の設置までは必ずしも必要がない場合で、リスクマネジメント委員会が適切と判断した場合には、外部有識者を入れた社内調査委員会その他の臨時の組織体を設置し、重大危機対応の全部又は一部を委嘱することができる。

(教訓のとりまとめ)

- 第17条 リスクマネジメント委員会は、重大危機の収束後速やかに、重大危機発生の原因分析、再発防止策等の教訓をとりまとめる。
- 2 会社は、前項でとりまとめられた重大危機の教訓を社内研修等に活用し、再発防止に努めなければならない。

附則

(施行日)

- 第1条 本規程は、2025年01月01日から実施する。